

普通公衆浴場の てびき



(区ホームページ)

葛飾区保健所

生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

電 話 03(3602)1242

ファックス 03(3602)1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定者の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。

葛飾区



公衆浴場の種類

➤ 普通公衆浴場・・・いわゆる銭湯のこと

(区条例第2条第1項)

➤ その他の公衆浴場

1号・・・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する個室公衆浴場

(区条例第3条第2項第1号)

2号・・・サウナ、スポーツ施設付帯の浴場、岩盤浴、

(区条例第3条第2項第2号)

老人福祉センター内の浴場等（専ら、サービスを行うものを除く）、

上記以外の浴場



許可申請編

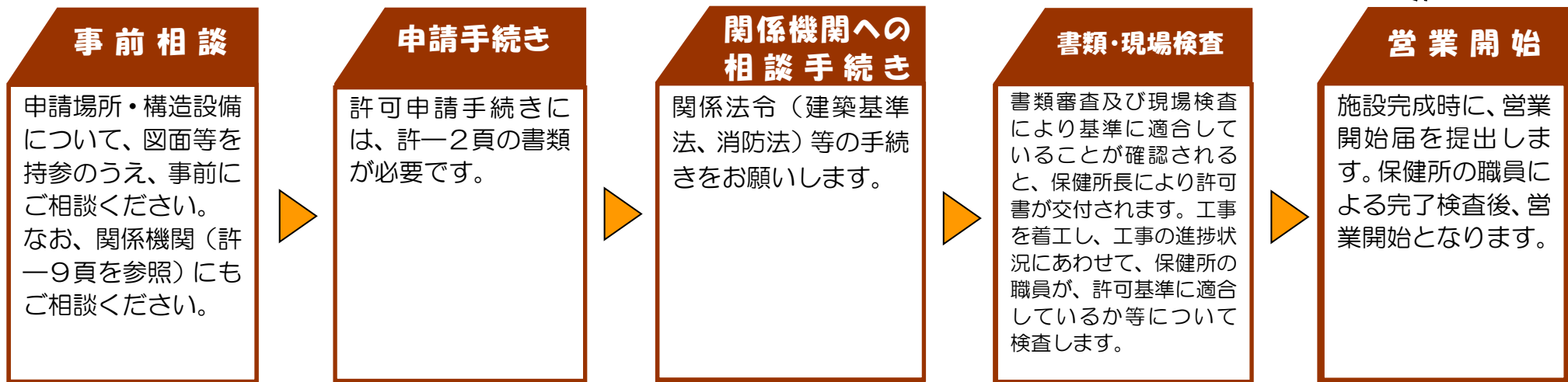


～目次～

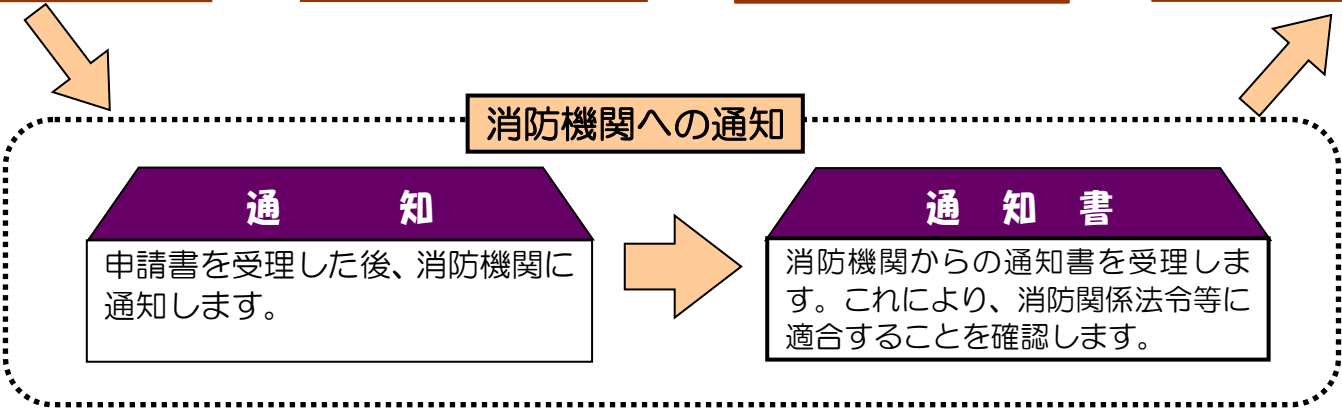
普通公衆浴場許可までの手続き	[許 - 1]
許可申請時に必要な書類	[許 - 2]
構造設備基準	[許 - 3]
関係機関一覧	[許 - 9]

普通公衆浴場許可までの手続き

施設完成時、**検査済証**により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。



(注意)
普通公衆浴場を新たに設置しようとするときは、特別区の区域にあっては、既設公衆浴場と200m以上、距離を保たなければなりません。
浴場本屋（玄関（客の出入口）、脱衣場、浴室、釜場）の四壁中最も近い部分間で測定します。



許可申請には、以下の書類が必要です

【許可申請時に必要な書類等】

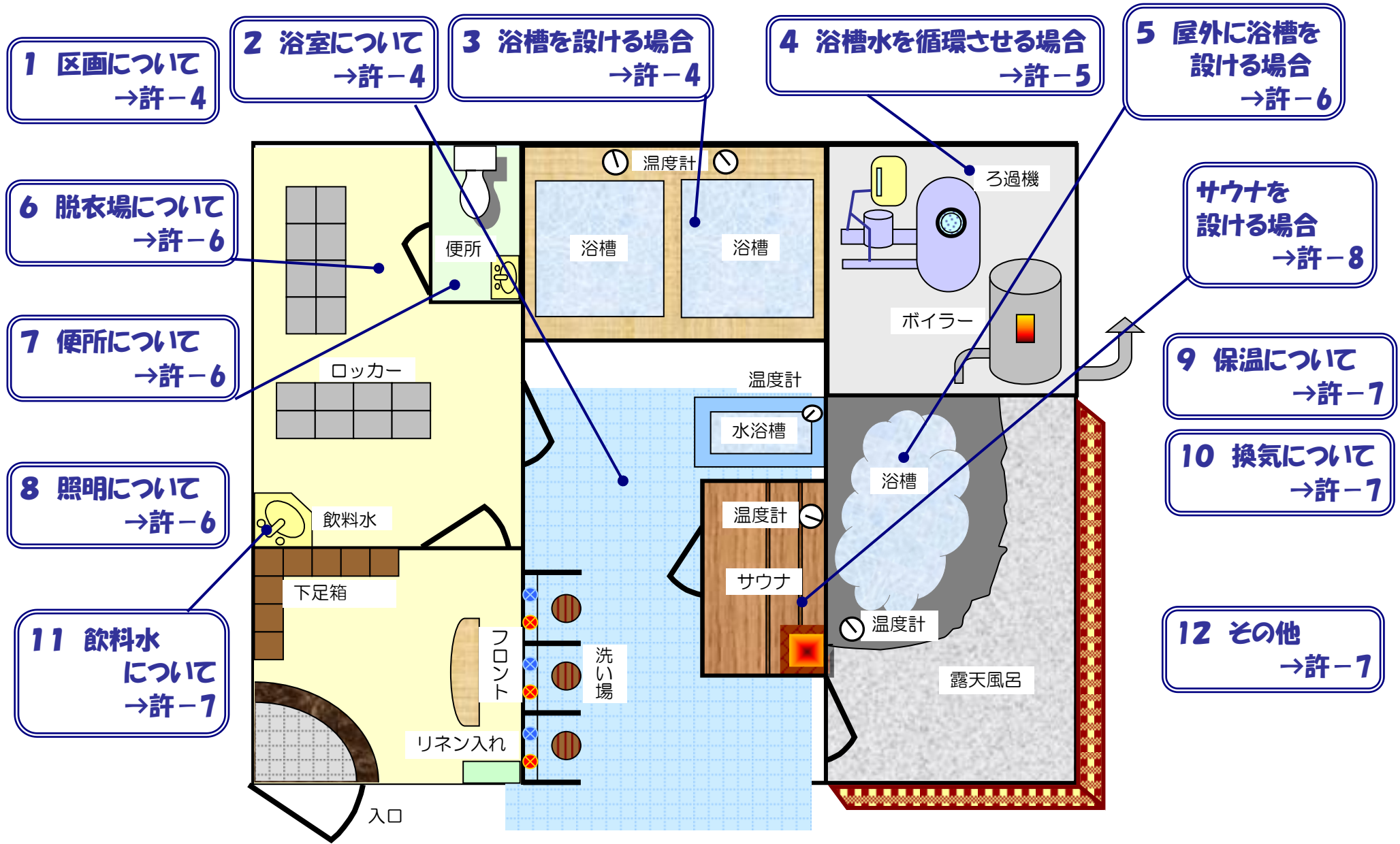
- 公衆浴場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）・・・正副2通
- 見取図（半径300メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
- 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- 給排水設備の配置図、系統図
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）※6か月以内に発行されたもの
- 申請手数料 22,000円
- 営業開始届（施設完成時に提出します。）

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）

※ 施設完成後、検査時に確認します。

普通公衆浴場 構造設備の概要(例)



【 】内、根拠欄の見方

条 : 「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」のこと

(条 1-1-(1)とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号をいいます。)

指導 : 「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の運用について」のこと

2 浴室

- 洗い場の床面積は、男女各 15 m²以上とすること。【条 3-1-(27)】
- 入浴者一人当たりの洗い場面積は 1.1 m²以上が望ましい。【指導】
- 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-(28)】
- 洗い場には、浴室の床面積 5 m²につき、湯栓及び水栓を各 1 個以上設け、湯又は水であることを表示すること。【条 3-1-(29)】
(混合栓 1 個は、湯栓及び水栓各 1 個として算定する。【指導】)
- 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-(30)】

1 区画

- 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画して設けること。【条 3-1-(17)】
- 脱衣室及び浴室は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。【条 3-1-(19)】
- 男女の境界の障壁の高さは、おおむね 2m 以上を標準とすること。【指導】

3 《浴槽を設ける場合》

- 入浴者 1 人当たりの浴槽使用面積は 0.7 m²以上が望ましい。【指導】
- 浴室内の浴槽の床面積は男女各 4 m²以上とすること。【条 3-1-(31)】
- 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。【条 3-1-(32)】
- 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-1-(34)】
- 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましいので、オカン等の付近に設置することは適当でない。【指導】
- 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を掲示すること。【指導】

4 《ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合》

- ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。【条 3-1-(35)】
 - ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
(ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【指導】)
(集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【指導】)
 - ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
(ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【指導】)
 - 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
(循環浴槽水を、浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合は禁止する。【指導】)
 - 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
(浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。【指導】)
 - 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
(循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。【指導】)
(気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。【指導】)
 - 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
(循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。【指導】)
 - 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。
(気泡発生装置等の微小な水粒を発生させる設備については、レジオネラ属菌による感染症発生リスクが高くなるため、点検、清掃及び排水が行える構造とし、定期的にこれらの措置を講じること。【指導】)
- 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L 以上に保つこと。【条 3-1-(10)エ】
上記による消毒が難しい場合には、その他の方法によりレジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。(維持管理編[管-1]参照)

9 保温

- 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条3-1-(25)】

10 換気

- 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条3-1-(26)】

11 飲料水

- 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。【条3-1-(40)】
- 飲料水の水質については、水道法に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条3-1-(40)】
- 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置し、その旨を表示することが望ましい。なお、ボトルタイプの飲料設備を設置する場合や、水道事業者から供給される水道水のみを供給している場合などで、明らかに飲料水を供給しているとわかる形態のものについては表示しなくてもよい【指導】

12 その他

- 下足場には、入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条3-1-(18)】
(安全に保管し得る形態のものについては、特に鍵付きであることは要しない。【指導】)
- 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。【条3-1-(36)】
- 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。【条3-1-(37)】
- 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。【条3-1-(38)】
- 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。【条3-1-(39)】
- 灰、燃え殻等が発生する場とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをすること。置かれる場所とは灰捨て場をいい、鉄板又はコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、ふた付きのものとする。【指導】
- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条3-1-(41)】
(ゲーム機などの娯楽設備や固定していない棚などについては、入浴機能及び清潔保持を阻害しない程度の設備であれば差し支えない。【指導】)
- タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設けること。【指導】

サウナ・水浴槽の使用方法に関する掲示(例) 利用者へ使用方法を周知しましょう!

サウナ室等の使用方法(例)

サウナ風呂を御利用の皆様へ

- 1 次の方は入浴をご遠慮ください。
 - (1) 医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
 - (2) 感染症にかかっている方
 - (3) 心臓系統に異常のある方
 - (4) ひどく疲れている方
 - (5) 酒気を帯びている方
- 2 他の入浴客に迷惑をかけるおそれのある行為は、ご遠慮ください。
- 3 浴室及びサウナ室での次の行為は、おやめください。
 - (1) 喫煙
 - (2) 新聞、雑誌等の持ち込み
 - (3) 飲食物の持ち込み
- 4 メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますのでご注意ください。

水浴槽の使用方法(例)

水浴槽を利用する方をお願い

- 1 心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
- 2 水浴する前には必ず、足元、ヒザ、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。

《サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気による入浴設備)を設ける場合》…参考(その他の公衆浴場の基準)

- 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-2-(2)キ】
(温度計は、室内の温度が室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。【指導】)
- サウナ室の床面は清掃が容易に行える構造であること。また、室内には清掃の際に使用される水が完全に屋外へ排出できるよう排水口を設けること。【指導】
- 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者が接触するおそれがあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【指導】
- サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【指導】
- サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見通しできる窓その他の装置をつくるようにすること。【指導】
- 利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の使用方法(許-8に例示)を明示すること。【指導】
- 水浴槽を設ける場合は、利用者がサウナ室から出て、すぐ水浴槽に入ると危険をとまなうので、水浴槽の使用方法(許-8に例示)を明示すること。【指導】

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について		建築基準法等
	担当機関	連絡先
延べ床面積が1万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課(都庁第二本庁舎3階)	☎03-5388-3372
延べ床面積が1万㎡までの建築物	葛飾区都市整備部 建築課(葛飾区役所3階)	☎03-5654-8557
民間の建築確認検査機関		
消防(消防設備の設置、維持並びに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について		消防法等
管轄区域	担当機関	連絡先
四つ木1~5丁目、東四つ木1~4丁目、宝町1・2丁目、東立石1~4丁目、立石1~8丁目、青戸1~8丁目、白鳥1・2・4丁目、お花茶屋1~3丁目、奥戸1~9丁目、小菅1~4丁目、堀切1~8丁目、東堀切1~3丁目、西亀有1・2丁目、新小岩1~4丁目、東新小岩1~8丁目、西新小岩1~5丁目、鎌倉1~4丁目、細田1~5丁目、高砂1~5丁目	本田消防署 (東立石3-12-7)	☎03-3694-0119
白鳥3丁目、高砂6~8丁目、西亀有3・4丁目、亀有1~5丁目、柴又1~7丁目、金町1~6丁目、東金町1~8丁目、新宿1~6丁目、金町浄水場、水元1~5丁目、東水元1~6丁目、南水元1~4丁目、西水元1~6丁目、水元公園	金町消防署 (金町4-15-20)	☎03-3607-0119



維持管理編



～目次～

- 日常の衛生管理について[管-1, 2]
- レジオネラ対策について[管-3]
- 公衆浴場の各種申請・届出手続きなどについて ...[管-4]

	<ul style="list-style-type: none"> 温泉の泉質等のため、塩素消毒の効果が減弱する場合には、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒などの消毒方法の併用を認める。【指導】 →これらの消毒方法は何れも残留性がないため、必ず塩素系薬剤による消毒と併用すること。【指導】 塩素による消毒が困難な泉質の温泉や浴用剤の使用にあっては、循環設備を使用しない（いわゆる掛け流し方式）ことが望ましい。【指導】 レジオネラ属菌について、原則として系統ごとに水質検査を年 1 回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。（浴槽水を循環*させる場合）【条3-1-(10)オ】【規則9の2-5】
調節槽	<ul style="list-style-type: none"> 調節槽内部の汚れの状況を随時点検し、清掃を1年に1回以上、消毒を1週間に1回以上行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【条3-1-(11)、規則9の3-1】
貸与品	<ul style="list-style-type: none"> タオル、くし等を貸与する場合は、必ず一人ごとに消毒した清潔なものを貸与すること。【条3-1-(13)】 かみそりについては、清潔な使い捨てのものを配付すること。【指導】 使用前のものと使用後のものは明確に区分して処理できるようにすること。【指導】
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者をおくこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。【条3-3】
記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。【条3-1-(12)】
採光・照明・換気 排水・温度	<ul style="list-style-type: none"> 施設内は照明、採光、換気等を十分に行い、適宜点検・清掃をすること。【条3-1-(1)(2)】 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。【条3-1-(5)】 サウナ設備を設ける場合、室内温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等は絶えず点検すること。【指導】
善良な風俗等	<ul style="list-style-type: none"> 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。【条3-1-(13)】 7才以上の男女を混浴させないこと。【条3-1-(15)】 「混浴」とは、男女が裸身等で同一浴室（浴槽）を同時に利用する場合で、かつ風紀を乱すおそれのある場合をいう。【指導】 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。【条3-1-(16)】 アルコール販売については入浴後の取り扱いとし、脱衣室及び浴室において行わないこと。【指導】

*条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

レジオネラ対策について

構造設備	ろ過器	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器は十分なろ過能力を有すること。【条3-1-(35)ア】 ろ過器の上流にヘアキャッチャー（集毛器）が設置されていること【条3-1-(35)ア】 ろ材は十分な逆洗浄が行えるものであること。（これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。）【条3-1-(35)イ】
	浴槽水の循環	<ul style="list-style-type: none"> 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条3-1-(35)ウ】 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること【条3-1-(35)エ】
維持管理	ろ過器等	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器は1週間に1回以上、逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。【条3-1-(10)ア】【規則9の2-1】 浴槽水を循環させる配管系統は、1週間に1回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。 【条3-1-(10)イ】【規則9の2-2】 → 例) 遊離残留塩素濃度を2mg/L以上に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法 60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法【指導】 ヘアキャッチャー（集毛器）は、毎日、清掃を行うこと。【条3-1-(10)ウ】【規則9の2-3】 （塩素系薬剤等で集毛部や内部を消毒することが望ましい。【指導】）
	貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> 貯湯槽内の湯温を60℃以上に保つこと。【条3-1-(9)イ】【規則9-2】 →これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 1年に1回以上、内部の清掃及び消毒を行うこと。【条3-1-(9)ア】【規則9-1】 貯湯槽は、土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無、及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認するため、定期的に点検を実施すること。【指導】

レジオネラ症発生防止対策3原則

- 1 菌を増やさない！
- 2 生物膜をつけない！！
- 3 エアロゾルを吸い込ませない！！！！

以下の点に注意して、衛生管理を徹底することが大切です！

- ★管理記録…消毒・換水・清掃などの記録をつけて保存しましょう
- ★残留塩素測定…2～3時間ごとに測定し、確認しましょう
- ★細菌検査…検査機関で細菌検査を実施し、結果を保存しましょう

公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請

- 新規公衆浴場施設の建築
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

必要書類

* 「許可申請時に必要な書類[許-2]」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

◆ 変更届

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前に相談してください。）
- 管理者の変更

等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

◆ 承継届

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
- 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。

必要書類

* 公衆浴場営業承継届

【譲渡の場合】

- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 届出者が法人の場合にあっては、
①登記事項証明書 及び ②定款又は寄附行為の写し

【相続の場合】

- * 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
❖ 相続人の範囲：法定相続人

【合併・分割の場合】

- * 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）
- * 定款又は寄附行為の写し

◆ 廃止（停止）届

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

必要書類 * 廃止（停止）届

★ 温泉水について

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。
「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に相談してください。